

2021年1月29日

感染症法等改正案に強く反対する声明（2）

ハンセン病家族訴訟弁護団
ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

1月22日に閣議決定された感染症法改正案に対し、家族訴訟弁護団は同日、ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会は同月25日、それぞれ罰則による一方的な入院・調査等の強制は、患者等の人権を不当に侵害するものであって、憲法違反であることを指摘し、強く反対する旨の声明を発表した。本日までに、同じく同改正案に強い危機感をいただき反対意見を表明する団体は、知る限り我々を含め36団体に及んでいる。そのいずれもが、我々の声明と同じく、ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見の事実を重く受け止め教訓とするという感染症法の前文を引用している。

報道によると、1月28日、与党は、刑事罰の規定を削除して行政罰の過料に変更することとし、野党の一部もこれに合意したことである。

しかし、行政罰であろうと刑事罰であろうと、入院・行動報告等を強制するものにはかならず、患者の自己決定権、プライバシー権を制限するものであって、憲法に違反し許されるものではないことに何ら違いはない。

また、罰則規定は、検査を受けない、あるいは検査結果を隠蔽する行動を誘発する可能性があり、感染予防対策にとって寧ろ有害というべきである。つい先日、自宅療養していた30代の女性が「周りに迷惑をかけてしまい申し訳ない」とのメモを残し自ら命を絶ったと報じられたが、罰則規定が導入されれば、感染者に対する偏見差別はいっそう容赦のないものとなり、感染者はより追い詰められることが危惧される。

理由の詳細はそれぞれ前回の声明に記載しているので、敢えて繰り返さないが、ここに改めて、患者等に過料を科す本改正案に強く反対し、直ちに撤回することを求める次第である。

以上